

令和 6 年度平戸市農業委員会第 12 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 3 月 25 日（火）午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 14 人出席 欠席委員：2 番、6 番、9 番、11 番、15 番
※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 10 人出席 欠席委員：2 番、4 番、5 番、7 番、8 番
9 番、10 番、17 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 度嶋事務局長、浅田事務局次長、寺田班長、金子係長
大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 19 号 使用貸借解約通知書について

議案 第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 第 62 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 63 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第 64 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し（案）について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
局 長	■日程 1 開会宣言 ただいまから、「令和 6 年度 第 12 回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。 開会にあたり、会長がご挨拶致します。
会 長	■日程 2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。ここ一週間において、温かくなったり雪が降ったり異常気象と思えることがありました。 農繁期に入りますので、農機具事故には十分に気を付けてください。 本日は、報告 1 件、議案 5 件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いします。
事務局	本日は、議席番号 2 番、6 番、9 番、11 番、15 番の農業委員から欠席する旨の連絡がっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2 番、4 番、5 番、7 番、8 番、9 番、10 番、17 番の委員から欠席する旨の報告がっております。 それでは、同規則第 6 条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長	■日程 3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程 3 の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第 2 項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号 8 番委員、10 番委員、書記に事務局次長を指名いたします。 以上で日程 3 を終わります。

	■日程４ 会務報告
会 長	次に、日程４、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の１ページをお願いします。 ３月の会務報告をいたします。（１月会務報告を報告） ４月の会務予定を申し上げます。（２月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、４月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 ４月の総会を令和７年４月２５日（金曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、４月の総会を令和７年４月２５日（金曜日）午前９時３０分からとし、場所は、平戸市役所３階大会議室において、開催いたします。
	■日程５ 議事
会 長	次に、日程５、議事に入ります。
	《報告第１９号 使用貸借解約通知書について》
会 長	報告第１９号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	議案書は２ページ、３ページとなります。 報告第１９号使用貸借解約通知書について、番号１番、貸人、借人については、記載のとおりです。貸借農地は田平町以善免字田代５８０番１、現況地目は畑で、面積は７６０㎡、外１筆、合計面積１,２７０㎡、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由は、所有権移転を行うためです。 番号２番、貸人、借人については、記載のとおりです。貸借農地は田平町福崎免字宮田８６２番２、現況地目は田で、面積は４２５㎡、外２筆、合計面積２,５５４㎡、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由は、所有権移転を行うためです。 番号３番、貸人、借人については、記載のとおりです。貸借農地は田平町福崎免字山野田５８０番の一部、現況地目は田で、面積は３,１５４㎡、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由は、所有権移転を行うためです。以上で説明を終わります。

会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 16 号を終わります。
	《議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 60 号の議題に入ります。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議案参与の制限以外の分「番号 1 から 6 番」について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 4 ページ、5 ページをご覧ください。 議案第 60 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明します。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、木引町字柳ノ本 784 番外 2 筆、地目は畑で、地積合計が 1,753 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）です。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字田代 580 番 1 外 1 筆、地目は畑で、地積合計が 1,270 m²、家庭菜園として利用するための所有権移転（売買）となります。 番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、鮎川町字山庵 245 番、地目は田で、地積が 1,500 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、鮎川町字北ノ後 41 番外 4 筆、地目は田で、地積合計が 4,120 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、猪渡谷町字平山 1488 番外 2 筆、地目は田で、地積合計が 2,999 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 番号 6 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字大久保 1377 番 1、地目は畑で、地積が 1,077 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
3 番委員	番号 2 番について、詳しく教えてください。
事務局	家と周辺の農地を一緒に所有権移転するものです。

会 長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 60 号中番号 1 番から 6 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 60 号中番号 1 番から 6 番について、原案のとおり決定いたします。
会 長	次に、議案第 60 号中番号 7 番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条議事参与の制限の規定に基づき、議席番号 13 番委員の退席を求めます。
13 番委員	「退席」
事務局	議案書の 5 ページをご覧ください。 番号 7 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、生月町山田免字ガロウ 282 番 1 外 2 筆、地目は田で、地積合計が 1,809 m ² 、農業経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。 （スライドにより位置、現況写真等について説明。） 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 60 号中番号 7 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 60 号中番号 7 番について、原案のとおり決定いたします。
会 長	それでは、議席番号 13 番委員の入室を認めます。
13 番委員	「入室」

	《議案第 61 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 61 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 6 ページから 7 ページをご覧ください。 議案第 61 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、今回、1 件の申請がっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、辻町字前田 154 番 4、154 番 5、地目は田で、地積合計が 47.06 m²、用途は一般個人住宅で昭和 49 年に自宅を新築する際、境界を誤認して住宅を建てたことによる追認許可案件であります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 61 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 61 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 62 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 62 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。 議案第 62 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、1 筆となります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。

委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 62 号について、原案のとおり非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 62 号について、原案のとおり非農地と判断します。 《議案第 63 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 63 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 10 ページから 12 ページとなります。 議案第 63 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて賃貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、紐差町字松尾 1432 番、現況地目は田で、面積が 3,142 m²、設定する権利については、記載のとおりとなります。 項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 2 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、下中野町字大切 616 番 1、現況地目は田で、面積が 630 m²、外 2 筆、合計で 3 筆、合計面積は 2,989 m²、設定する権利については、記載のとおりです。説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 63 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 63 号について、原案のとおり決定いたします。
会 長	《議案第 64 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し（案）について》
会 長	次に、議案第 64 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案の説明は 13 ページ、別冊 1、別冊 2 となります。 農業委員会等に関する法律第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年に策定した「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について、見直しを行ったので、適否について農業委員会の決定を求めるものです。 説明については、別冊 2 で説明します。大きな見直しについては、法律の改正に伴う文言の修正と数値の修正となります。 遊休農地の発生防止・解消について、担い手への農地利用の集積・集約化について、新規参入の促進目標、「地域計画」の目標を達成するための役割などを修正・追加しております。 （修正、追加箇所を説明）
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	非農地判断について、利用する農地とそれ以外の農地（非農地）を適正に判断することであるのが、どのようなことか。 また、新規参入の促進目標で、目標値の根拠について、肉用牛、水稻も価格が高くなっているが、この基準での新規参入を勧めているのか。
事務局	非農地判断については、山林原野と、守るべき農地（基盤整備など）を明確化していくことにしております。 また、目標値の根拠については、平戸市の基本構想にある指針を記載しております。あくまで参考値であり、農作物の価格変動など社会情勢変化もありますので、担当部局とも協議しながら進めていきます。
会 長	他に質疑はありませんか。
14 番委員	担い手への農地利用集積目標について、令和 16 年 3 月までに 2,434ha と集積できるのか。

事務局	目標の達成については、かなり難しいと思います。農地中間管理事業の取り組みを積極的に活用いただければ、かなりの集積はできると考えております。
会 長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 64 号について、原案のとおり決定し公表することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 64 号について、原案のとおり決定し、公表します。 ■日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 6 年度平戸市農業委員会第 12 回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10 時 30 分

議 長

印

議事録署名人

議席番号 8 番委員

印

議席番号 10 番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	榊 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸